

## 愛知目標とわが国の国別目標(素案)との対応

愛知目標	わが国の国別目標(素案)
戦略目標A:各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処	戦略目標A:政府、地方自治体、事業者、国民など多様な主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映されることにより、生物多様性の損失の根本原因に対処
目標1:人々が生物多様性の価値と行動を認識	目標A-1: 「生物多様性の社会における主流化」の達成等 主要行動目標 A-1-1 ~ A-1-4
目標2:生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる	
目標3:生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置の廃止等	
目標4:持続可能な生産・消費のための計画の実施	
戦略目標B:生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進	戦略目標B:生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を進め、持続可能な利用を推進
目標5:森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少	目標B-1: 自然生息地の損失の速度や生息地の劣化と分断の減少等 B-1-1 ~ B-1-4
目標6:水産資源の持続的な漁獲	目標B-2: 生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施 B-2-1 ~ B-2-4
目標7:農業・養殖業・林業の持続可能な管理	
目標8:汚染が有害でない水準まで抑えられる	目標B-3: 窒素やリンによる汚染状況の改善、水生生物の保全と生産性の向上等 B-3-1 ~ B-3-3
目標9:侵略的外来種の制御、根絶	目標B-4: 侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理と防除の計画的推進等 B-4-1 ~ B-4-4
目標10*:サンゴ礁など脆弱な生態系への悪影響の最小化	目標B-5:人為的圧力の最小化 B-5-1
戦略目標C:生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善	戦略目標C:生態系を適切に保全・管理し、種の絶滅を防止し、また特に減少している種に対する保全状況の改善を達成・維持し、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性を保全することにより、生物多様性の状況を改善
目標11:陸域の17%、海域の10%が保護地域などにより保全	目標C-1: 陸域等の17%、海域等の10%の適切な保全・管理 C-1-1 ~ C-1-3
目標12:絶滅危惧種の絶滅・減少の防止	目標C-2: 絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持等 C-2-1 ~ C-2-5
目標13:作物・家畜の遺伝子の多様性の維持、損失の最小化	
戦略目標D:生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵の強化	戦略目標D:生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化
目標14:自然の恵みの提供と回復・保全	目標D-1: 生態系の保全を通じた生態系サービスの持続可能な利用 D-1-1 ~ D-1-5
目標15:劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じた気候変動の緩和と適応への貢献	目標D-2: 劣化した生態系の15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応 D-2-1 ~ D-2-3
目標16*:ABS名古屋議定書の施行、運用	目標D-3:名古屋議定書の締結と国内措置の実施 D-3-1
戦略目標E:参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じた実施の強化	戦略目標E:「生物多様性国家戦略****」に基づく施策を着実に推進、その基礎となる科学的基盤の強化、生物多様性分野における能力構築の推進
目標17*:締約国による効果的で参加型の国家戦略の策定、実施	目標E-1: 生物多様性国家戦略に基づく施策の計画的な推進 E-1-1 ~ E-1-4
目標18:伝統的知識の尊重、主流化	D-1-4
目標19:生物多様性に関する知識・科学技術の改善	目標E-2: 科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資金の効果的・効率的な動員 E-2-1 ~ E-2-6
目標20:戦略計画の効果的な実施のための資金資源の増加	

\* 2015年が達成年となっている目標(それ以外は2020年が達成年となっている)